

令和５年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

1 概要

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成１２年度から実施してきており、平成２７年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

砺波市では、第５期対策として令和２年度から令和６年度までを５年間で５期対策として下記のとおり中山間地域等直接支払を実施しています。

2 対象地域の参加者、基準別面積及び交付金額

面積：㎡、金額：円

集落協定名	単価種別		参加者数	面積（通常地域）				面積（特認地域）				面積計	交付金額
	体制整備単価	基礎単価		田（急傾斜）	田（緩傾斜）	畑（急傾斜）	畑（緩傾斜）	田（急傾斜）	田（緩傾斜）	畑（急傾斜）	畑（緩傾斜）		
砺波市東別所下村	○		6	57,467	69,232							126,699	1,760,663
砺波市東別所中村	○		16	14,573	50,124							64,697	707,025
砺波市東別所上村	○		14	13,831	26,592							40,423	503,187
砺波市塩浅	○		16	67,777	14,097		1,561					83,435	1,541,556
砺波市栃上	○		22	37,098	25,843	1,323	71					64,335	1,001,264
砺波市峰小	○		9	30,153	2,424							32,577	652,605
砺波市五谷	○		18	46,171	5,940		5,189					57,300	1,361,916
砺波市原野地区	○		11	47,937			1,359					49,296	1,348,187
砺波市孫子	○		8	60,528								60,528	1,394,034
砺波市中尾		○	11	97,057			744					97,801	1,632,602
砺波市伏木谷	○		7	33,962								33,962	713,202
砺波市庄川町湯山	○		22	27,303	2,380	1,740						31,423	612,407
ふるさと増山を守る会	○		20					89,343				89,343	1,876,203
砺波市正権寺	○		27					109,023				109,023	2,735,677
砺波市坪野	○		4					29,663		689		30,352	630,846
砺波市市谷	○		20					55,389				55,389	1,163,169
砺波市池原	○		16					41,105				41,105	863,205
砺波市庄川町雄神	○		9	95,449								95,449	2,004,429
（18集落協定） 合計	17	1	256	629,306	196,632	3,063	8,924	324,523	0	689	0	1,163,137	22,502,177

3 集落マスタープラン

内容（目指すべき将来像）	実施協定																	
	下村	中村	上村	塩浅	栃上	峰小	五谷	原野	孫子	中尾	伏木谷	湯山	増山	正権寺	坪野	市谷	池原	雄神
将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	○				○							○					○	○
協定参加者それぞれが、作物生産・加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保									○							○		
内容（将来像を実現するための活動方策）																		
機械・農作業の共同化等営農組織の育成							○	○				○						
農業生産条件の強化									○	○		○						
担い手への農地集積						○											○	○
担い手への農作業の委託	○												○					
地場産農産物等の加工・販売		○																
共同で支え合う集团的かつ持続的な体制整備			○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○

4 農業生産活動等として取り組むべき事項

Ⅰ 必須事項（農業生産活動等）																		
1 耕作放棄の防止等の活動	実施協定																	
	下村	中村	上村	塩浅	栃上	峰小	五谷	原野	孫子	中尾	伏木谷	湯山	増山	正権寺	坪野	市谷	池原	雄神
賃借権設定・農作業の委託	○	○				○	○	○	○	○			○				○	○
既荒廃農用地の保全管理	○			○	○								○	○		○		
農地の法面管理	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
簡易な基盤整備								○				○	○					○
担い手の確保													○					
地場産物の加工・販売																○		
2 水路、農道等の管理活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Ⅱ 選択的必須事項（多面的機能を増進する活動）																		
1 国土保全機能を高める取組																		
① 周辺林地の下草刈		○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
② 土壌流出に配慮した営農	○																	
2 保健休養機能を高める取組																		
① 景観作物の作付け					○	○		○					○			○		
3 自然生態系の保全に資する取組																		
① 魚類・昆虫類の保護													○					
② 鳥類の餌場の確保									○	○		○						

5 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

内容	作成状況	実施協定
集落戦略の作成（令和6年度までに作成）	作成中	下村、中村、上村、塩浅、栃上、峰小、五谷、原野、孫子、伏木谷、湯山、増山、正権寺、坪野、市谷、池原、雄神